

## 平成28年度水産白書の作成方針・スケジュールについて

### 1. 平成28年度水産白書の位置づけ

- ・水産基本法第10条に基づき、政府は毎年閣議決定の上、国会に提出。
- ・内容は、以下の3部構成。
  - ①平成28年度 水産の動向
  - ②平成28年度に講じた水産施策
  - ③平成29年度に講じようとする水産施策

### 2. 作成方針

#### (1)「水産の動向」について

##### 【基本的な考え方】

水産白書は、国民に対して水産をめぐる動向について情報提供する重要なツールであり各年の最新の動きを適切に反映させることとし、次を基本とする。

- ①「分かりやすく」を旨とし、写真・図表、用語解説を多く用いるとともに、簡潔で平易な記述とする。
- ②水産施策上重要な特定のテーマについて掘り下げた分析を行う「特集」を設け、第Ⅰ章とする。
- ③我が国漁業を巡る一般的な情勢を分析する一般動向編を第Ⅱ章とする。
- ④水産に関する最新の動きについては、本文のコラム等で記述する。

##### 【構成】

#### ①第Ⅰ章「特集」

近年、太平洋クロマグロ、サンマ、サバをはじめとする我が国周辺水域の資源について、地域漁業管理機関の国際的な枠組みに基づく管理に注目が集まっており、我が国の資源管理制度上も重要な課題の一つとなっている。

このため、今回の白書では、「世界とつながる我が国の漁業～国際的な水産資源の持続的な利用を考える～(仮)」をテーマに、世界の漁業や国際的な管理の枠組み、我が国の漁業との関わり等について分析し、責任ある漁業国として、国際的な水産資源の持続的な利用を確保するための方向性について考察する。

## ②第Ⅱ章「一般動向編」

資料としての継続性の確保の観点から、平成27年度水産白書の内容を基本としつつ事項を精査し、平成28年度の漁業をめぐる状況に応じたものとする。なお、序節を設け、次期水産基本計画の概要について記述する。また、平成27年度白書は漁村を第Ⅰ章で扱ったため、平成28年度白書においては、漁村に関する節を設ける。特集と重複すると考えられる「水産業をめぐる国際情勢」や、平成27年に突発的に発生したため平成27年度水産白書に記載した事項は外すこととする。

具体的な構成案は以下の通り。

序 節 新たな水産基本計画

第1節 漁業資源及び漁場環境をめぐる動き

第2節 我が国水産業をめぐる動き

第3節 水産物の消費・需給をめぐる動き

第4節 安全で活力ある漁村づくり

第5節 東日本大震災からの復興に向けた動き

## (2)「水産施策」について

「平成29年度に講じようとする水産施策」については、平成29年3月に決定を予定している次期の「水産基本計画」を踏まえて項目立ての整理を行う。

## 3. 作業スケジュール

昨年同様の5月中下旬の閣議決定を目指して作業を進めることとする。なお、可能な限り「食料・農業・農村白書」、「森林・林業白書」及び「食育白書」と並行して作業を進めることとする。

	「平成28年度 水産の動向」	「平成29年度 水産施策」
28年9月16日	特集テーマ、作成方針、作業スケジュールの審議	
11月中旬	骨子案の審議	
29年2月中旬	一次案の審議	骨子案の審議
4月上旬	二次案の審議	水産施策(案)の諮問・審議
5月中下旬	<u>閣議決定・国会提出・公表</u>	